

空家等の適切な管理に関する条例の骨子案

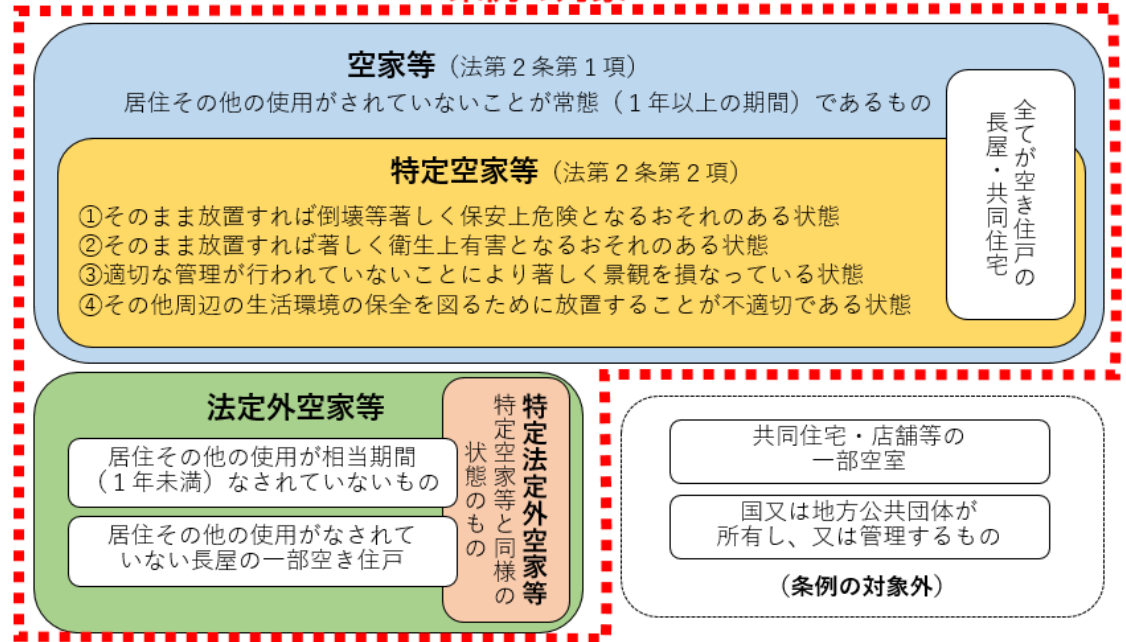
1. 条例制定の趣旨・目的

本市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づく「吹田市空家等対策計画2020」を、令和2年3月に策定しました。本計画に基づき、緊急安全措置、発生の予防、法に該当しない法定外空家等に対する体制の整備等について定め、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的としています。

2. 対象となる建物の区分

法第2条第1項に規定する**空家等**のほか、**法定外空家等**（一部の住戸が1年以上の期間使用されていない長屋や、1年未満の期間使用されていない建築物）を対象とします。

条例の対象



3. 定める項目（条例の構成）

(1) 責務、発生の予防

法定外空家等について所有者等や市の責務を定めるほか、適切に管理されない空家等又は法定外空家等の発生を予防するため、建築物の所有者等の責務等を規定します。

(2) 法定外空家等への対応

空家等について実施可能である調査や措置について、法定外空家等についても実施

可能となるよう規定します。

(3) 公表

命令に従わない所有者等に対するの制裁的な措置として、実効性を確保するために規定します。

(4) 緊急安全措置

緊急時に市が必要な最小限度の措置を講ずることができることを規定します。

○：条例で規定する内容 (※)：特定法定外空家等が対象

項目	空家等	法定外空家等
(1) 責務、発生の予防		
所有者等の責務	法第3条	○
市の責務	法第4条	○
発生の予防	○	○
(2) 法定外空家等への対応		
所有者等調査	法第10条	○
適切な管理の依頼	法第12条	○
立入調査	法第9条	○
助言又は指導	法第14条第1項	○(※)
勧告	法第14条第2項	○(※)
命令 (事前の通知、意見聴取、公示)	法第14条第3～8、11、 12項	○(※)
行政代執行 〔措置を行わない所有者等に代わり〕 〔市が行い、費用を請求する〕	法第14条第9条 〔行政代執行法〕 〔により実施〕	行政代執行法 により実施(※)
略式代執行 〔所有者等が確知できない場合に〕 〔市が措置を行う〕	法第14条第10条	× 〔行政代執行法は〕 〔適用できない〕
(3) 公表		
命令に従わない所有者等の公表	○	○(※)
(4) 緊急安全措置		
緊急安全措置	○	○

4. 各項目の内容

項目		内容
(1) 責務、発生 の予防	所有者等の責務	周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めることとします。
	市の責務	法定外空家等に関する対策や必要な措置を適切に講ずるよう努めることとします。
	発生の予防	適切に管理されない空家等又は法定外空家等の発生を予防するため、建築物の所有者等は、改修、除却、登記等の必要な措置を、市は、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めることとします。
(2) 法定外空 家等への 対応	所有者等調査	法定外空家等の所有者等を把握するための調査を行うことができることとします。
	適切な管理の 依頼	法定外空家等の所有者等による適切な管理を促進するため、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めることとします。
	立入調査	助言又は指導、勧告、命令を行うために必要な限度において、法定外空家等の所有者等に事前に通知（通知が困難な場合を除く）をしたうえで、身分を示す証明書を携帯し、敷地に立ち入って調査を行うことができることとします。
	助言又は指導	特定法定外空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができることとします。
	勧告	指導により改善されないときは、相当の猶予期限を付けて必要な措置をとるよう勧告することができることとします。
	命令	正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、事前に通知し意見を述べる機会を与えたうえで、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置を命令し、特定法定外空家等への標識の設置等により公示することとします。
(3) 公表	命令に従わない所有者等の公表	命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名）、対象である特定空家等又は特定法定外空家等の所在地、命令の内容等について、事前に意見を述べる機会を与えたうえで公表することができることとします。
(4) 緊急安全 措置	緊急安全措置	空家等又は法定外空家等が人の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすことが明らかである場合は、必要な最低限度の措置を講ずることができ、所有者等に対し費用を請求することができることとします。

